

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△こんなものも交際費!! (素人へのあっせん手数料)

Q: 当社は不動産販売業ですが、客を紹介してくれたので、その人に紹介に対する謝礼を支払いました。その人は同業者以外のいわゆる素人ですが、この費用は交際費に含めなくもよいでしょうか。

A: 謝礼が相当な金額であり、かつ、それを支払うことが契約等によりあらかじめ明らかにされているかどうかによります。

【解説】情報の提供や取引の媒介、代理、あっせん等の役務の提供を業としていない者、いわゆる素人が客を紹介してくれた場合に、その謝礼として支払う金品が、情報提供料として交際費等に該当しないためには次の要件を満たさなければなりません。(措通61の4(1)-8)

- ① それを支払うことがあらかじめ締結された契約に基づくものであること。
- ② 役務提供の内容が契約で具体的に明らかで、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。
- ③ それが謝礼として相当な金額であること。

ご質問の場合、内容からは要件を満たすかどうかわかりませんが、その紹介料が契約に基づき当然に支払うものでない場合には、任意に支払う謝礼、すなわちいわゆる心付けとして、交際費等に該当することになります。

なお、もらった側は、仲介等を業としていない場合には、所得税法上、雑所得の収入金額になります。また、この場合、支払者において所得税の源泉徴収を行う必要はありません。

